

# はじめに

## 1 策定の趣旨

かわさき教育プランは、平成17年3月に、子どもから高齢者まで、全ての市民が教育・学習・文化・スポーツなどの各分野にわたって、いきいきと学びあうことのできる学習社会の実現を目指し、「多様化する価値観の中で、子どもと大人が共に生き、一人ひとりがいきいきと輝く学習社会を創造する。」及び「地域の学習のネットワーク化を支援し、地域教育力の向上へつなげる。」の2つの目標を設定して、平成17年度からの10年間を対象として策定した、教育に関する総合計画であり、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画として位置づけられています。

プラン策定後も、少子化・高齢化やグローバル化の進展など、子どもたちをめぐる社会の状況は変化を続け、教育委員会では、現状と課題への具体的な対応を踏まえながら、平成20年4月に第2期実行計画（平成20年度～22年度）、平成23年3月に第3期実行計画（平成23年度～25年度）を策定し、9年間にわたり様々な教育施策を推進してきました。

現在の教育プランの最終年度である平成26年度については、第3期実行計画の計画期間を1年間延長し、様々な教育的ニーズのある子どもたちへの適切な支援、いじめ・不登校対策及びいまだ大きな影響を残す東日本大震災の被害を踏まえた防災教育など、残された課題に引き続き対応することを基本としながら、平成27年度からの新しい10年を見据えて、新たに取り組むべき課題への対応にも着手していきます。

本冊子においては、平成26年度の実行計画として定めるとともに、これまでの取組を振り返り、本市の教育の現状や残された課題を明らかにしています。また平成26年度に進める次期教育プランの策定プロセスにおいて、検討のベースとなる施策の方向性、策定のスケジュールなどを「次期プラン策定に向けた考え方」としてまとめています。

今後、川崎の子どもたちに一番近いところで教育を担っている保護者の皆様、地域の皆様、教職員等からの意見を参考としながら、新しい10年間の教育の指針となる教育プランを策定していきます。